

2014年9月26日

## 2014年9月定例会 一般質問

民主党・県政クラブの田辺一城です。通告に従い、政務調査に基づき、一般質問をさせていただきます。今回は、これまでも様々な視点から問題を提起してきた地域防災力の強化と、主権者教育の推進の大きく2つのテーマについて、知事と教育長、選挙管理委員長に質問、提起をさせていただきます。

### <地域防災力の強化>

まずは、地域防災力の強化についてお聞きします。

日々、地元で住民の皆さんと話をしていると、「災害発生時に自分はどのように行動し、どこに避難したらよいか」といった避難のあり方に対する関心が高まっていることを強く実感します。本県は、地域における高齢者の皆さんら災害時要援護者の避難支援を確実なものにするために個別計画策定のモデル事業を県内各地で実施するなど大きな成果を挙げている取り組みもあると認識していますが、防災体制の構築は当然に道半ばであり、県の役割はますます大きくなっていると考えます。

そこで今回は、住民の皆さんからいただいたご意見を踏まえ、まずは災害が発生した際に避難場所などとなる公共施設等の耐震化の現状と課題についてお聞きします。

総務省は今年2月、地方公共団体が所有または管理している防災拠点となる公共施設等の耐震化の推進状況について、2012年度末時点での調査結果を公表しました。これによると、全国の耐震率は82.6%で、前年度比3.3%増加しています。都道府県別にみると、最も耐震率が高いのは東京都で95.8%、この後に愛知県の93.7%、静岡県の93.6%が続きます。本県は84.5%で全国平均を上回り、11位となっています。

調査を概観的に見ると、公共施設等の耐震化は年々進んでいるといえますが、課題も浮かび上がっています。都道府県と市町村を比べてみると、都道府県の施設と比べ、市町村の施設では、耐震診断の実施率、耐震診断に基づく耐震改修などの措

置率、耐震率がいずれも低い状況となっており、背景には予算の制約などがあるとみられます。財政措置が不可欠であり、国は東日本大震災後、地方自治体が耐震化に取り組む際、事業費の100%を起債対象とし、その元利償還金の70%を交付税算入する「緊急防災・減災事業」を創設し、活用を促すなどしてきています。

そこで、本県内の60市町村について、市町村別に耐震化の現状を把握しなければならないと考えましたが、総務省の公表資料では、市町村ごとの耐震率などがまとめられていませんでした。本調査は、都道府県が市町村の情報を取りまとめており、本県も県全体の結果として総務省に報告しているとのことですので、市町村の詳細な状況の把握と評価・分析は県の責務と考えます。

★そこで、知事にお聞きします。

防災拠点となる公共施設等の耐震化について、本県の60市町村はどのような状況にあるのか、まずはその特徴を明らかにしてください。また、市町村に対するアンケートを取りまとめる役割を担った県として、この調査結果をどのように評価・分析しているのか、お答えください。そのうえで、市町村が所有または管理する施設の耐震化をさらに進めるため、県としてどのような役割を果たしていくべきだと考えているのか、お聞きします。

加えて、今年4月1日に施行された改正災害対策基本法における避難場所や避難所の指定について、お聞きします。改正法では、市町村による避難場所等の指定に関して、初めて基準が設けられました。その目的は、これまで基準がないことで、指定された避難場所等に避難した結果、かえって危険が生じたケースがあったため、一定の基準を示し、安全な施設・場所への避難を確実に実現しようというものです。

この制度の最も大きな特徴は、災害発生時に住民が最初に避難することになる「指定緊急避難場所」について、地震や津波、洪水、土石流などの災害の種類によって、施設・場所を指定しなければならない点にあります。例えば、地震が発生した際の指定緊急避難場所の指定基準は、「当該施設が地震に対して安全な構造であること」、すなわち耐震性があることが要件のひとつと解されます。先に述べたように、本県には現在15.5%もの耐震化されていない防災拠点となる公共施設等があり、必然的に、これらは今後、地震災害の指定緊急避難場所には指定されないこととなります。

一方、地域によっては、地震の避難場所には指定できるものの、洪水や土石流の避難場所には指定できないといったケースも、当然出てくることとなります。災害ごと

に立地の条件、構造の条件など様々な指定基準をクリアできるか検討しなければならず、市町村の防災担当は、指定緊急避難場所の指定に向けた対応に追われているのが現状です。

★そこで、知事にお聞きします。

第一に、改正災害対策基本法は、市町村に対し、想定される様々な災害にそれぞれ対応する指定緊急避難場所の指定について、本年4月から指定するよう義務付けていますが、本県として60市町村がいつまでに指定すべきだと考えているのか、お聞きします。そのうえで、県内全域での早期指定を実現するため、県として市町村に対し、どのような支援を行っていくのか、お聞きします。

第二に、指定緊急避難場所の指定後、住民の皆さんに周知することが極めて重要です。地域によっては、災害の種類によって複数の避難場所が存在したり、これまで避難場所とされていた施設・場所が避難場所でなくなったりするケースが当然想定されます。住民一人一人がこれらのケースに確実に対応するためには、これまで同様に防災マップの配布が求められることはもちろんですが、こうした従来型の対応のみでは周知が行き届かないことが強く懸念されます。災害の種類に応じた住民に分かりやすい避難標識の設置なども必要と考えますが、知事として、今後どのように対応していくのか、考えをお聞きします。

#### <主権者教育の推進>

続いて、主権者教育の推進について、お聞きします。

「民主政治は民意にもとづく政治であるから、人々の身近な地域での自治を積み重ねていくことによって、はじめて本当の民主政治が実現される。人々は、自分たちの身近な地域での自治を通じて、民主政治を運営していく能力や方法を身につけることができる。そういう意味で、地方自治は、民主政治の基礎ともいえるべき、重要な意義をもつのである。『地方自治は民主主義の学校である』（ブライス、J.Bryce、1838-1922）といわれるのは、そのためである」——。以上は、本県の県立高校でも実際に使われている実教出版の「高校政治・経済」の「地方自治」冒頭の一文です。

さらに、同じく県立高校で使用されている実教出版の「高校現代社会」は、19世紀のフランスの政治家、トックビル(A.Tocqueville、1805-59)の主張を引き、「地方自治を住民が身近な地域の政治・行政に参加することを通して、政治を経験し、主権者としての精神や能力を磨く制度だとした」とも記しています。

主権が私たち住民、国民にあるという民主政治、民主主義の大原則は、高校公民科の授業の中で、こうした形で教えられています。そして、こうした学びが、子どもたちが社会に出たときに「主権者としての具体的な実践」につながっていけば、私たちの社会はより豊かなものになると確信します。

先の通常国会で、憲法改正の手続きを定める改正国民投票法が成立しました。投票年齢は20歳から18歳に引き下げられます。一定の前進ととらえていますが、国政や地方政治に関わる通常の選挙の投票年齢が同時に引き下げられなかったことは、課題として残りました。

8月末、選挙権年齢の引き下げと若者の政治参加を呼びかけるNPO法人ライツ(Rights)の方から話を聞く機会を得ました。周知のとおり、世界では日本のように選挙権年齢が20歳であることは少数派であり、さらに欧州ではオーストリアや、ノルウェー、ドイツ、スイスの一部選挙で選挙権が16歳に引き下げられ、英国など他の国でも16歳への引き下げの動きが進んでいます。欧州でも従来、引き下げに否定的な見解が多かったものの、10代の投票率が相対的に高いことや政治への関心、政治的・社会的な成熟度が高まっていることから、好意的な見方が増えてきているといえます。

しかし、こうしたことは、主権者意識が涵養されていることが大前提です。ただ投票に行けばいい、ということではなく、主権者として、どのような社会を目指すべきかを考える過程を経て、それに裏打ちされた投票行動でなければなりません。そのためには、「政治は自分たちが動かすもの」「政治が自分の手元にある」との実感が確実に涵養されていなければなりません。このため、米国では大統領選のたびに子どもたちが討論し、模擬投票が実施されているといえます。欧州では生徒会が学校運営にも関与するなど生徒会活動が重視され、民主主義や市民社会の一員としてどのように振る舞うかを学ぶシティズンシップ教育が盛んです。

このほど、福岡県選管発行の「選挙の記録」をあらためて読みました。福岡県の知事選や県議選の投票率の低下傾向は、国政選挙に比べても顕著です。7~8割だった投票率は、前回2011年4月の選挙ではいずれも4割台前半まで落ち込んでいます。極めて厳しい状況です。

先に掲げた高校政治・経済の教科書は、こうも書いていました。「国民、とくに若い世代の政治的無関心は、民主政治の将来をあやうくする」「主権者としての政治意識を育てていくことが期待されている」。県として、その具体策を立て、実践していかなく

ればならない時だと考えます。

★そこで、お聞きします。

第一に、主権者として意識を持つことの意義について、どのように認識しているのか、知事と教育長にお聞きします。

第二に、本県の県立高校では、公民科の授業においてどのように主権者としての意識を育てているのか、教育長にお聞きします。また例えば、授業の中で国政選挙や統一地方選挙などの現実の選挙に合わせて生徒が居住する地域の選挙公報を活用したり、模擬投票を実施したりすることは実効性ある教育手法だと考えます。さらに、実際に授業で政治家に話を聞く機会、政治家の活動報告会に参加する、参加者の大人に「なぜ、この報告会に来たのか」と取材をしてみるなどといったフィールドワークも取り入れることで、主権者としての意識を涵養できると考えますが、あわせて教育長の考えをお聞きします。

第三に、高校教育では、生徒会活動を民主主義の意義を体感する絶好の機会と捉えるべきです。先ほど欧州の話をしました。本年2月25日発行の「考える主権者をめざす情報誌 Voters」によると、日本でも青森県立三沢高校では生徒会が中心となり、部活動費について予算要求、活動状況調査、予算折衝、1次回答、復活折衝、2次回答、そして生徒総会での承認といった予算編成過程をすべて生徒たちで行うなどの取り組みが実践されています。また、栃木県選挙管理委員会が、県内の生徒会役員選挙で投票箱や記載台の貸与を実施するなど、実物による啓発も行っています。生徒会を中心として地域のまちづくりに参画するケースも報告されています。本県教育委員会としても、こうした先進事例を大いに参考にしながら、実践的な取り組みを推進するべきと考えますが、教育長の考えをお聞かせください。

あわせて、実際の選挙同様の生徒会役員選挙実施に向けたサポートや実際の投票箱の貸し出しなど、県選挙管理委員会として県教委や県立高校と協力し、積極的に取り組んでいくべきと考えますが、選挙管理委員長の考えをお聞かせください。

知事、教育長、選挙管理委員長には、民主主義を確立する強い決意を持って、答弁をいただきたく思います。よろしくお願いいたします。

(4734 字)